

# 津久井やまゆり園事件公判判決後の法人記者会見

## 1 日時

令和2年3月16日（月）15:30～16:30

## 2 場所

加瀬の貸会議室 横浜スタジアム前ホール  
（横浜市中区住吉町1-2 スカーフ会館ビル2階）

## 3 法人出席者

理事長 草光 純二  
津久井やまゆり園園長 入倉 かおる

## 4 概要

記者：判決をどう受け止めたか、理事長さん、園長さんそれぞれお願いします。



理事長：かながわ共同会理事長の草光でございます。

今日は運よく傍聴を二人でできました。判決を受けてということですが、改めて事件から3年と8カ月となったこの時期に最終的な判決の日を迎えたということで、本当にある意味長い年月だったなと思っております。

そして、事件以来ずっとこの長い年月をさまざまな思いで過ごされたご遺族、あるいは被害にあわれた利用者のご家族、職員それぞれがどのような思いで過ごされてきたのか、そして今日どのような思いで判決を聞かれたのかというところも私たちもいろいろの思いを推察しているところでございます。

今日の裁判、当初から争点が被告の責任能力の有無、そして量刑がどうなるかということとは承知はしておりました。従って、裁判長のお話を伺う中で一つひとつは了解できる話であったけれども、私どもは一番知りたかったのは、犯行に至るまで、大変な事件を起こすようになった思想形成がどのようになされたのかというところがもっと公判の中で述べられるのではないかと、明らかになるのではないかと期待しておりましたが、あくまでも今日の主たる内容は責任能力と量刑でございました。

その中で被告の動機の一つは、津久井やまゆり園での勤務経験、あるいは社会情勢のありように影響を受けてというくだりが何度か出てきていました。その意味では、私どもは私どもの職員であったということはしっかりと受け止めて、今日の内容をじっくりと確認しなければわからないところでございますが、再発防止も含め、あるいは職員の育成、そういったことも含めしっかりと臨んでいきたいという思いを強くしました。

ただ、それはそれとして、私は以前よりこの異常な思想、いわば優性思想、障害者差別思想というのはそんな一朝一夕で形成されるものではないと個人的には思っています。従って、幼少の時からどういう育ちであったのか、学生時代など断片的には出ておりましたが、裁判の中では明らかにならなかったさまざまな成育過程の中で、もっとももっとさまざまな要素があったのではなのかと思っております。そのことを踏まえると、今日の判決ではそういった大切なことが十分解明されていないことも多々あるのかなと思います。

しかし、今日は大きな区切りであったことは間違いありません。しかし、これで津久井

やまゆり園事件が終わった訳ではなく、私どもはこの事件を風化させることなく、これを大きな教訓と言っては亡くなられた方に申し訳ありませんが、これからどうあるべきか誠心誠意取り組んでいきたいと思えます。被告が独断で述べている優性思想、差別思想、障害者はいない、こういった間違っただけの思想を絶対に許さない。むしろ多くの障害者や弱い立場にある方がともに生きる社会、神奈川県でも目指している共生社会、これは私どもは事件の当事者として全力で実現していく責任があると思っております。

いろいろな具体的な思いは当初から苦労してまいりました入倉園長がおりますので、話を聞いていただきたいと思えます。

園長：津久井やまゆり園の入倉でございます。今の理事長の話を受けて、死刑判決という話を聞きまして、私としましてはご遺族の皆様、怪我をされた方、被害に遭われた方の多くの方が望んだ量刑が下されたと感じております。津久井やまゆり園としても、ある意味当然のこととして受け止めております。裁判長から述べられた、いろいろ縷々説明があったことにつきましては、ちょっと言い回しなども難しいところもあつたりしまして、今後、園、法人としてもしっかり中身を確認して受け止めていきたいと思っております。

記者：入倉さんにお聞きしたいのですが、施設勤務経験にも要因があるという話でしたが、今後、園を運営していく上で、どういう課題を残したと思われますか

園長：裁判長の説明の中で、施設経験を基礎としてという表現が何回か述べられましたが、そのことについてはしっかりと受け止めていきたいと思っております。今日の説明の中でも具体的に公判の中で述べられた犯人からの言動だったり、友人からの証言だったり、具体的に出てきた内容が、公判を通して確認した事項を一つひとつ記録に落として、利用者の方々の様子、ご家族の様子、職員の様子を法人全体で協議をしまして、当時一緒に働いていた職員にきちんと聞き取りをしようということで取り組みました。

利用者の皆様の様子については、とても断片的でどの場面のこともわかりませんし、とても差別的で失礼な表現で誇張して表現されていると感じて、とても残念に思った次第です。

ご家族の方のことについても、ご家族の方にどういう場面で接したかということについても本人の話だけではよくわかりませんが、ご家族の今までの辛い思いですとか、ご家族と信頼関係を築いていくような道筋がはたしてあったのであろうかということとは、あの公判で出てきた内容だけでは計り知れないことでした。

津久井やまゆり園の職員から聞いた中でも、ご家族との関係のことについては、具体的には印象深い話は聞かれませんでした。

職員のことについては、聞き取りで重点を置いて聞いたことですが、採用されてから、非常勤で採用されたとき、臨時職員で働いていたとき、そして常勤職員で働いていたときと時系列で、退職した職員は聞けませんでしたけれど、この10日間くらいのあいだで聞ける範囲で確認したところ、暴力を振るっている職員、命令口調の職員、2～3年経ったらわかるよと言った職員について、そういった事実は確認されませんでした。そのことをもって津久井やまゆり園が至らなかったという判断はやまゆり園としてはしておりませんが、今回裁判長から勤務経験が基礎としてという表現が出ましたので、そのことをしっかりと受け止めて、障害の重たい方々の支援をさらにしっかりとしたものにしていく、そして二度とこのような間違っただけの考えを起すような職員が生まれてこないように、津久井やまゆり園だけではなく障害者施設全体からこういう職員が生まれてこないように神奈川県福祉に関わる人たちと一緒に連携を取りながら取り組んでいく必要があるかなと思っております。

記者：入倉園長にお聞きします。先ほど判決は当然のこととして受け止めていると言われましたが、改めて今、判決を聞いて3年8カ月を振り返ってみてどんなお気持ちでしょうか。

園長：裁判長の方から、意外だったのですが、事件当日の動きの説明があつて、今はもうない千木良の建物の様子ですとか、どの様子なのかすべて頭に浮かんで、聞いていても辛く切ない話の内容でした。

その一場面一場面をしっかりと対応してくれた夜勤の職員には、いまでも本当に感謝しておりますけど、その日からずっと津久井やまゆり園をしっかりと支えてくれた職員、利用者、家族の皆さんにこの3年半の間、お世話になったなあということを、改めて裁判長の説明を聞く中で、千木良の建物の様子が頭に浮かぶ中で感じました。犯人のことがどうこうということではなく、あの千木良の津久井やまゆり園がもうなくなっているんだということが悔しくて悲しくてたまらない。亡くなられた利用者の方も、あの日突然命が絶たれて本当に無念だったろうとそんなことを感じた次第です。3年半のこの時間をかけてこの裁判があつて、最後に裁判長からその辺のことが聞こえてきたことが、私にとってはちょっと驚きで衝撃でした。

記者：植松被告が最後に何か言いたげに裁判長にした場面がありましたけど、今日改めて彼に対する印象などを教えてください。

園長：元職員と一緒に働いていた職員でも、改めて聞き取りをさせていただきましたけれども、裁判所で見ると彼はなにか遠い存在のような気が、ちょっと無責任かもしれないけど、一緒に働いていたときの植松聖という支援員とはまったく違う、3年半かけて身も心も肉付けしてまったく違う感じになってしまったなと思いながら。最後の姿を見ましたけれども、死刑判決を受けて、この後どういう風に過ごすのか私にはわかりませんが、突然命が絶たれる訳ではなので、明日からも自分がやったことがどういうことだったのかということを、決して外に向かってアピールすることではなく、自分の中で向き合ってもらいたい。最後までそういう気持ちで死ぬ直前まで生きていてもらいたいと思っております。

記者：植松がまったく違う人物に思えたということがありましたが、もう少し具体的に言うところのような感じに見えたということでしょうか。

園長：皆さんもご存じのとおり、平成28年の年が明けたころから障害者はいらぬとか、不幸にするとかという表現よりも、すごくやんちゃな言い方でヤバイですよとか、いらぬですよとかいう表現、職員が最初に聞き始めたのはそういう軽い表現だったのが、だんだん不幸にするというような表現に変わっていくのですが、それがわかってからは、法人として支援員としてふさわしくない、この人が利用者の支援をするのは不向きだろうと考えましたので、早急に面接をして、その場で偶然彼のほうから退職するという事になったのですが、それまではやんちゃで、ちょっと雑な職員ではありましたが、一緒にローテーションを組んで夜勤をやって早番をやって一緒に仕事をしてきた仲間だったので、できの悪い支援員だけどうにか育てていかなければならないと工夫をしながら育ててきた支援員としての姿と裁判所で見るとは、私からみたらまったくかけ離れたように映りました。そのあたりは複数で傍聴をしておりました他の職員には聞いていませんが、私個人の感覚です。

記者：今お話の中で彼が雑なところがあると、どうアドバイスをしたらよいのだろうかとか、どう教育をしていったらよいのだろうかと考えてきたという事だったんですけど、具体的にはどういうアドバイスをしたりしたのですか

園長：お恥ずかしい話ですけど、例えば、足が弱くなっている利用者の方を誘導しているときにポケットに手を突っ込んで誘導していたから注意をした。一度注意をしてもなかなか直らないので、気が付いたところで何度も注意をしたりした。うまく私たちが言うように

誘導できたときは、やればできるねと褒めてあげたりとか工夫をしていたんですというような話を、今回聞き取りの中で聞くことができましたし、人としての常識、遅刻ですとか、退勤時間になっていないのに帰ってしまうという人としての一般的なルール違反があるときには、個別に呼んで上席者のほうから、こういうことが続くよと困ると指導したとか、地道に周りの先輩職員、同僚職員が気が付いたところで声をかけ、まだまだその当時24、5歳ですかね、まだまだ入ったばかりの若い職員だからどうか育てていこうということでは指導していたということが改めてわかってきました。

記者：その部分なんですけど、裁判でわかったことでは、彼の障害者への差別感みたいなものが思っていたより昔からあるのではないかという指摘も裁判内ではされましたが、今まで教育しようとしたということなんですけど、もっと早くに個別の問題を取り上げて処分をするですとか、なにか辞めさせる方向に、障害を持っている人から距離を取らせる方向に舵を切ることはできなかったのでしょうか。

園長：今回、小学生のときに障害のある方を差別した作文を書いていたということは公判の中で初めて知りまして、ああ、そういうことがあったんだと驚いたのですが、よく時系列で説明する際に、当初は障害のある方をかわいいと思っていたという表現が出ていますけれども、今回聞き取りの中で、かわいいといった対象の利用者はあの人ですよねとわかると働いていた職員はみんなそのような対象だとわかると言っていましたけれど、かといって大切さといいます、言葉で反応がある、植松さんありがとうと言ったり言葉で反応があることで、かわいいという表現で言っているだけで、その人の反応を見ているだけだったんじゃないかという職員もいて、裁判の中ではかわいいと言っていた時代がこれから福祉に取り組んでいこうという希望に満ち溢れた青年のようにとらえられている方もいらっしゃるかもしれませんが、その当時からそういう雑な面、人として一般常識に欠ける面のある職員だったということははっきりしているかなと思っています。

先ほどお話があるようにもっと早く対応できなかったのかということについて、共同会として大きなポイントは、入れ墨が発覚したときだったと思うのですが、そのときも法人全体で当時の理事長も含めて検討もしましたし、警察にも相談しましたし、弁護士さんにも相談しましたが、入れ墨が入っているということだけで退職を促すことはできないということで、そこでうまく退職までもっていけなかったということは事実でございます。そのころから本来であれば退職してもらいたいと思って対応していたことも事実ですけど、そのときの判断がどうだったかと言われましても、その時は退職まで持っていけなかったというのが事実です。

記者：反応を見ているだけだったんじゃないかといところにもあるように、皆さんご努力はされたと思うのですが、かなり早い段階から彼は障害を持っている人の事を見下していることに法人の職員の方は気付いていたのではないですか。

園長：見下しているというか、障害のある方への差別の気持ちというのは、実は誰でも持っている。そこから障害者福祉というのはスタートなのかなと思ったりするんですけど、例えば、身体が大きな人が発作で倒れたら驚くし、大きな声を出されたらそこでびっくりして引いてしまうのは誰でも経験することで、どう対応してよいか分からず、ぽかーんとしてしまうことは誰でもあることなのですが、そこからどうやってその利用者の方と関係性を築いていくか、その方とより良い関係性になることで、その方の障害が見えなくなっていくというか、当初驚いていたその方の特性が驚くことでなくなるような、そういうお互い共感しあえるような関係になっていく訳ですけど、そうなるにはみんな道のりを乗り越えていくので時間がかかる訳で、どんな職員でもすぐに乗り越えられる者もいれば時間がかかる者もいるということだと思います。それがイコール人を殺してしまう人だと思っていまらなかったし、退職するときもこの人にこれからもずっと支援をさせる訳にはいか

ない、支援が不向きだろうと思いましたが、障害者は周りを不幸にすると言ったことが殺すことだとは思ってませんでした。

記者：最後になりますけど、先ほど聞き取りをして園としての至らなかったという判断はしていないのだけでも、理事長の方からもありました再発防止をしっかりとやっていきたいということでしたけれども、具体的には何をどうしていくのでしょうか。

理事長：私どもとしては裁判で上がったこととはしっかりと受け止めて、それがどのような内容で、どうあるべきであったかというのは、これからの課題としてとらえていきたい

一つは本人の供述に基づいてのことなんですね。その思考が形成された、本人がそう感じた、そう思った、見た。しかし、それは一つひとつが聞き取りの中ではそういうことがあったと確認はされていないんですね。従って、ある意味、一方的な供述に基づいたもの、証拠に基づいたものではないという一面があると思います。しかし、そのことをどうこういうつもりはまったくありません。今、入倉が職員を育てるにはさまざまなことがあると申しましたけど、多くの職員は本当に津久井やまゆり園の利用者の方は重い方が多いんですけど、その利用者の方をどのように理解して、そしてどう支援したらよいかということをやっている職員がほとんどですので、その中でも結果として一人でもこういう職員がいたということは重く受け止めなければならない、一人でも出さないように、研修は既にやっておりますけれども、これがすべて身になっていないということかもしれない。実効性がある研修をしていく。あるいは、実体験をしていく。例えば、法人の中での交換研修ですとか、他の県立施設、民間施設との交換研修、自分たちのところだけでなく外を見ていくということも大きな広がりになります。

そして、もう一方で、指定管理というのは入所者中心の支援となりますが、自主事業としては地域に対してさまざまな相談ですとか、日中支援、グループホーム運営等を展開しております。そういう入所だけではなく、法人が行っているさまざまな場を体験していく。広く多角的な視野で障害者の支援、どう支えるべきかというのを養成する仕組みを広げていかなければならないと思います。一番は体験ということになりますが、改めて基本的な人権ですとか虐待防止であるとか、さまざまところで改めて、特に、令和2年度は重点的にやっていくように計画しております。具体的にどうかと言われると、ここでは申し上げられませんが、あらゆる工夫をしていかなければならないと思っております。

園長：やまゆり園では、平成27年度から支援の振り返りということに日常的に取り組んでいるところです。どういうことかという、日頃の自分たちの支援に何か課題があったかということや毎月自分たちのグループが集まる会議で振り返りをしようということに取り組んでおります。そういう中で、裁判で出てくるようなことというのは、人を叩いたというのは支援の振り返りではなく、大きな問題なのですけれども、もっとそれよりもささやかなこと、例えば、今回犯人が所属していたところの支援の振り返りを確認したところ、本当にささやかなことですが、お風呂に入っているときに、せかしたりしないようにしようなど、お食事のときにソースをかけるか、お醤油をかけるかなんていうことはお一人おひとりにきちんと確認しようということを振り返ったり、そういった本当に地道なところを支援で振り返っている記録がありまして、そういうところからステップアップしていく。では、そのときの言葉がけはどうだったか、丁寧に言葉がけができていたか、そういうところを園全体で情報共有していくことが、これからもその支援の取り組みは決して間違っていないかと思っておりますので、これからもそういったことを充実させていくことが早期に発見する、例えば、職員が重度の利用者の支援で困っている、悩んでいるということを私たちが園として把握できるような、そういう縦のラインをしっかりとっていくことが大事なのかなと思っております。

理事長：今のことに加えて、植松は重度の障害者の方に驚いたであるとか、当初思っていた

のより大変だなという思いが強くなって、マイナスの面ばかりに目が行っていたのではな  
いかと思うんです。かつての施設の役割はいかに足りないところを補って力をつけて自立、  
社会参加ということから指導であるとか、訓練であるとかという考え方が優先される時代  
がありましたけれども、今はそうではなくて、その方の楽しい面ですとか、素晴らしい面、  
というプラスの面、いわゆるエンパワーメントですとかストレングスとか申しますけれど、  
良い面に着目して支援していこうというのが今の時代でございます。その部分が植松の指  
導というところでは足りなかったところだと思います。今法人の中では、ヒヤリハットを  
もじりまして、にやりほっとという言葉、この利用者さん、ちょっと微笑ましいことした  
ね、こんなところで喜んでいる笑顔が見られたね、というエピソードを一つひとつ拾って  
いって、プラスの面につなげていくという考え方がこれからの正しい障害者理解の大切な  
ところではないかなと思っております。そういった研修なども更に続けていきたいと思っ  
ます。

記者：植松は、入ったときから遅刻だとか退勤時間前に帰るということを繰り返していたの  
でしょうか。それとも仕事をしていく中で、この仕事はとても大変なので、徐々にやる気  
を失っていったことで態度がおかしくなっていたのか。

園長：遅刻については最初からではないですね。最初は非常勤で入ったんですけど、そのと  
きは遅刻で注意をしたということは聞き取りではありませんでした。やはりローテーショ  
ン勤務になってから、実際には遅刻等を注意したということですけど、そのころはやんち  
ゃな兄ちゃんだけ悪い印象はなかったし、仕事をしようとは思っているんだなという印  
象で、当時は異質な存在ではなかったようでした

記者：冒頭おっしゃった彼のやまゆり園の勤務を基礎としてという部分なのですが、改めて  
そこをどう捉えていらっしゃるのか、事件との関連を園側として現時点での理解の仕方を  
教えてください。

園長：私個人としては、やまゆり園で働いていたからなのかなと思います。やはり、やまゆ  
り園で働いていたし、やまゆり園の元職員であったということが、障害者との大きな出会  
い。それが基礎としてという言葉になったのかなと。検察側が当初言っていた勤務経験  
を通してという表現と違うのはなぜだろうと思いましたが、私個人がやまゆり園で働いて  
いたからと思っているから、結び付けて私は感じました。

記者：植松被告の犯行に至る動機の形成過程というのがほとんど見えなかったのかなと捉え  
てますが、どのように感じていらっしゃいますか

理事長：冒頭に触れたつもりでしたが、やはり、やまゆり園での経験というのも一つの要素  
であることには間違いない。それは、改めて私どももきちっと対処していかなければなら  
ない。一方、それだけですか。これだけの大きな事件は普通ではあり得ないこと。園で経  
験したことが直結しているとは個人的には考えておりません。もっと長い、一般的には幼  
少期からのさまざまな経験であるとか体験であるとか、そんなところから形成されたもの  
がもっともっとあるのではないか。その辺の深堀りはされていないということが今回の裁  
判の印象でございます。私はしょっちゅう傍聴している訳ではないので、報道等を含めた  
印象であります。そういうふうになっております。

園長：私は、今回聞き取りをする中で、こういうふうに証言が出ているのだけど、そのこと  
知っているかと一人ひとりに聞きました。職員が頭を叩いた、通りすがりに叩いたところ  
を見たということの前から働いている職員に言ったら、2年経って同じことが言えるかと  
いうフレーズを具体的に言ってそういうことを聞いたり、後から誰かから聞いたりしたこ

とはあるかと聞いたとき、ある職員がまったくそんなことは聞いたことはないし、そんなフレーズを言うイメージが湧かないと。職員が、もし百歩譲ってそういう職員が一人いたとしても、他の職員はより良い支援を目指して工夫していたし、考えていた職員はたくさんいたはずなのに、そのことが出てこなかったことがとても悔しいと言っていました。職員は、私が聞き取りをする前から、新聞報道やニュースで裁判の様子や情報をキャッチしてしまっていて、そういう話が出たことも知っていたようですけど、それを聞いたときに、そんな職員がいるとは思えないし、いたとしてももっと利用者支援を考える職員がもっとたくさんいたのに悔しいねって言ってくれました。

記者：今聞き取り調査をしていると伺いましたが、ご案内の通り、今回こういう事件はやまゆり園の運営の方法に問題があったからこんな事件が起きたんだという方もいます。聞き取り調査をされている中で、今後どのように聞き取りの内容を発信しようとしているのでしょうか

理事長：聞き取り調査をずっと続けていく訳ではないです。少なくとも今回の判決の前には抑えておかなければならないということで、園のほうで 20 数名の、勤務の関係で全員という訳にはいきませんが、当時勤めていた職員に聞いたところ、おしなべて本人が言っている一方的な話はなかった、事実確認ができなかったということでございます。しかし、これを一つひとつアピールしているというつもりはありません。私どもは彼が言っていることが少しでも事実、ここは課題だということをはっきりと受け止めます。それをもって、彼が言っていることはすべて否定され、実際はこうですということを外に言うつもりはございません。中での問題だと思います。

園長：職員の中では、これだけははっきりしているということがありまして、忘年会でのくだりで、忘年会のときに先輩職員と言ひ合いになったという話が友達の証言か何かでも出てきたり、2回ほどそのくだりが出てきている。2～3日経ったら怪我をしていたというくだりがありますけど、実際に本当にひどい形で酔っ払って、先輩職員に食って掛かっていた。他の女性職員にも絡んでいたと言っていましたけれど、そのとき忘年会に参加していた多くの職員が、絡まれた先輩職員は決して殴っていない。お互いつかみ合いにはなかったけれど、必死に周りの職員が止めて決して手を出していない。怪我をしたのはその後、駅に行って電車に乗って全然違うところに行って知らない人に絡まれて怪我をしたんだと本人が言っていますので、それがいつの間にか、先輩職員にまるで殴られたかのようなくだりになっているのを職員も気にしてしまっていて、ここは絶対に違いますと多くの職員が言っていました。

それは、裁判とは関係ないかもしれませんが、職員は皆さんの記事やニュースをみて細かいところの一つひとつを気にしながら今日までやってきたんだなど、聞き取りをしながら改めて感じたところです。

記者：植松さんは錯乱、もしくは虚言癖があるということでしょうか

園長：誇張して言うてしまうのかな。面白くしてしまうというか、忘年会のくだりで忘年会の後2～3日して会った友達に、先輩職員とやりあってひどい怪我でしょうと言ったことは、そういう話にした方がその場が盛り上がる。そういう感じなのかな。多分軽いノリで話をまとめてしまうのかな。文字にして記録にしてみると、そんなふうに私は読めてしまいます。

理事長：見方によっては運営上の問題があったので、この事件が起きたのではないかという向きもあるというご質問でしたね。それはしかるべきそれなりの立場の人も集会などで言っているのを、私は直接は聞いていませんが、報告で聞いています。しかし、私は事件後に

理事長になっておまして、その当時はおりませんので、自分でタイムリーには見ておりませんが、その後の報告や、それ以前の多くの施設での経験から、運営上の問題でこの事件が起きた、植松の犯行が起きたということは決してないと思っております。そういうことを軽々しく言うことが非常に失礼というよりも無責任な発言だと思っております。この本質を見誤ることだと思います。

記者：冒頭で被害者の方が望んだ判決が出たとおっしゃいましたが、一方で、被告がなぜこのような考えに至ったのか、あるいは謝罪がどこまでなされたのか、その辺が不十分な気がするのですが、入倉さんはどの部分が不十分とお考えになっているのでしょうか。

園長：初公判の前には、取り乱して詫びるところがあれば人間らしさを期待していたのですが、そういうことがなかった。ということでは、初公判前に期待していたことは裏切られました。その分、この2か月の間、空しい気持ちできました。でも裁判を通して、先ほどの作文のことですとか、改めて新しい事実を知ることができたことや、ご遺族の皆さん、怪我をされた被害者のご家族の皆さんの声が3年半たってようやく表にでたことが、こんなに具体的にお一人おひとりの話が出るということも驚きで、そのことには言葉がありません。当日の夜勤者が犯行の現場をすべて語ってくれました。夜勤者の思いやご遺族の皆さんの辛く切なかつた思いを檢察の方にお話されたと思うのですが、その時の辛い思いを思うと、感謝の言葉しかありません。それを園として法人として、しっかり聞くことができありがたかつたと思つたところが今回の裁判を通してすごく大きなところだつたと思います。

記者：被告の考え方が膨らんでいったところについては、どうお考えですか。

園長：友人の証言がたくさん出てきまして、その時期が平成27年度ですかね。措置入院から退院した後も話が過激になっていっているようなことが出てきましたが、それは証言として出てきているだけであつて、実はそのころ付き合っていた人は誰だつたのか、出入りしていたところはどこだつたのかということは表に出てきていないということがとても残念です。

記者：この判決に備えて10日くらい聞き取り調査をしたとのことですが、何人くらいの職員に話をお聞きになつたのですか

園長：書類がまとまっておられませんので、具体的には人数は今申し上げられません。

記者：知事が指定期間の短縮ということを表明している中で、今日の判決を区切りとして園の担い手としてどのように対応していきますか

理事長：ご承知のとおり、今知事と意見の不一致を見る中での重要な時期ではございますが、今日はそのことについては詳しくお話する場ではないと思っております。ただ一言で言いますと、県当局と真摯に、協議する前の、令和3年に利用者さんが安心して移れるようにするにはどうしたらよいかということ、法人の立場、県の立場で話し合っている最中であり、必ずどこかで利用者、ご家族のための良い案が結ばれるものと思っております。従つて、津久井やまゆり園としては、もともと基本構想にあつたとおり、令和3年に新しい施設に移行できるように意思決定支援も継続していますし、今、コロナで中断していますが、さまざまな試みを、時間が限られていますので、新しい施設をどう運営するのかということを進めているところでございます。

記者：勤務経験を基礎としてという言葉があつたということに不満が残るというか、ちよつ



と気になるということでしょうか。

理事長：判決の一番の争点であるとおり、責任能力の有無の根拠として、検察側、弁護側それぞれに示されました、それと量刑に関わることというところが中心であって、本当の意味でなぜこの事件が起きたのか、なぜこのような思想形成がされたのかというところは、私はきちっと掘り下げて進められてなかったなという印象でございます。そういう意味で、彼の勤務経験は彼の思想形成にやはり影響があったということはしっかり受け止めなければならぬと思います。まったくゼロではなくて、しかしそれがすべてではないというように思っているということでございます。

もう一つ言わせていただければ、こういう裁判は初めての経験です。私は裁判の最後に裁判長がこのような事件を決して起こしてはならない、あるいは障害者差別、生産性、合理性を優先するようなこの世の中、弱者をないがしろにするような世の中であってはならない、そのために何をなすべきかということをも本人自身にも、あるいは世の中全般にももっとメッセージがあるのかと思いましたが、それはなかったというのがちょっとがっかりしたところでございます。

記者：二人とも傍聴されたのでしょうか。

理事長・園長：はい。

記者：もっと掘り下げてほしかったというのは。

理事長：彼の思想形成となったのは、いろいろな学者の方も言われていますが、今の日本の社会の在り方という大きな背景が必ずあると思うのです。その中で、私どももそうですが、障害に限らず差別思想や排他主義が知らず知らずのうちに価値がそちらのほうに向いているという世の中が大きな底辺であると思っております。それがすべて解決する訳ではないのですが、これを放置しておきますとさまざまな課題があると思っております。

記者：課題を1～2個挙げてください

理事長：まずは、今言ったことの整理になりますが、一つはこういった思想が形成された彼の生育であるとか、やまゆり園での経験もそれに含まれますが、それだけではない、長い成長のスパンの中で、福祉の仕事していると、ケースワークの中で必ず成育歴を重視する。家庭でどうだったか、子ども時代どうだったか、そして今の課題は何かという考え方があります。

それと、根底にはパーソナリティ障害という偏りのある性格の影響であるとか、思想形成に関する精神鑑定があっても良いのではないかと。それからもっと、ベースにある社会の今の日本の価値をどこに我々が置いているのかという大きな流れが決して無視できないことではないかと思っております。

記者：もう少し具体的に説明してください

理事長：私が大それたことを言う立場ではありませんが、福祉の課題とは、社会の矛盾や生産性、合理主義、そういったものに突き進んでいくと、どうしても弱者は見捨てられてしまう。財政力がないときは、どんどん見捨てられていく。その部分をどうバランスをとって、社会保障を進めるかということになるのですが、世の中が政治が抑えていくことが、大きなバックとしては私たち一人ひとりが目を向けていかなければならないと思っております。

記者：勝ち組とかということを行っているのでしょうか

理事長：一言でいえば、そういうことです

記者：今回の事件を受けて、園の運営としてともに生きる社会ということが必要だと思えますが、これから施設を閉じていく、外部からの人を極力入れていかない方向に行くのか、そうではなく、地域に開いて地域の方とともに歩いていくのか、どのようにお考えでしょうか。

理事長：もともと施設というのはセーフティネットとして必要であります。しかし、これはいつまでも大きな施設として残るのではなくて、施設そのものは小規模化していった地域移行を進めていくというのが基本的な流れにならなければいけない。しかし、重度の利用者さんがいる施設ほど簡単にはいかないで、在宅支援ですとか、しっかりとした受け止めがないと施設解体はできないということが一つです。

それから、施設はかつて閉じこもった世界と批判された時期が何十年前にありましたが、今はどこの施設も施設のオープン化ということで、外からもどんどんきてください、ボランティアの方、見学の方、そして利用者さんも外に出るということが大きな流れになっています。こういう事件があると、防犯上簡単にオープンにすると危ないということで、非常時に門を閉めるとか、防犯カメラはある意味仕方ないのですが、外を遮断するようなことによって施設が閉鎖されることがあっては絶対にならない。防犯もしっかりするし、しかし、開放的に地域の人との交流をより進めて行くということが大きな流れでございますので、決して閉じるということはしてはならないと思っております。

記者：入倉さんにとって、今日は区切りになる日なのでしょうか。

園長：今朝の象の鼻パークでいくつかの報道の方からそのことを聞かれ、当初は一つの区切りとしたいと話をさせていただいたのですが、今日、死刑判決という重たい結論を聞いて、やっぱり大きな区切りだった感じがしました。この後、明日以降どうなるかわかりませんが、やはり起訴された日とか、初公判の日とか、そういう今の司法制度の大きな区切りの時というのは、この裁判に大きく関わっている一人として、今日の判決もとても大きな区切りになったなと思ってます。

記者：お気持ちの上で？

園長：はい。

理事長・園長：どうもありがとうございました。

以上